

製材についての検査方法

全部改正：平成19年11月22日農林水産省告示第1467号

最終改正：平成27年3月9日農林水産省告示第514号

- 1 この検査方法は、製材の検査について適用する。
- 2 検査を分けて理化学検査（含水率試験、保存処理試験及び曲げ試験をいう。以下同じ。及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6から9までに定めるところによる。

6 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）別記の1による。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料を抽出する。

検査荷口の大きさ	試料の数
500枚（本）以下	50枚（本）
501枚（本）以上 1,200枚（本）以下	80枚（本）
1,201枚（本）以上 3,200枚（本）以下	125枚（本）
3,201枚（本）以上	200枚（本）

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

製材の日本農林規格別記の3に準じて試験を行い、その結果、同別記の2に準じて合格又は不合格を判定する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した試料の単位体ごとに製材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の標準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

試料の数	合格とする数
50枚（本）	43枚（本）
80枚（本）	70枚（本）

125枚（本）	111枚（本）
200枚（本）	179枚（本）

7 第2種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のものが連續して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、8に定めるところによるものとする。

8 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

6の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同(7)中「品目、樹種及び製造条件」とあるのは「7の規定により検査が8に定めるところによることとなったもので品目、樹種及び製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に80枚（本）の試料を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

6の(2)のアの規定を準用する。

イ 外面検査

(1)のイにより抽出した単位体ごとに製材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が69枚（本）以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

9 第1種検査方法への移行

8に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のものが1回その格付しようとする等級に格付されなかったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。

改正文（平成19年11月22日農林水産省告示第1467号）

平成19年11月27日から施行する。

最終改正の改正文（平成27年3月9日農林水産省告示第514号）

平成27年6月7日から施行する。